鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る鹿児島地方労働審議会の意見に関する公示

鹿児島労働局一般公示第10号

令和７年１月21日鹿児島地方労働審議会から鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第９条第１項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第９条第２項の規定に基づき令和７年２月５日までに鹿児島労働局長（鹿児島市山下町13－21）あて別紙様式により異議申出をされたい。

令和７年１月21日

鹿児島労働局長　永野　和則

記

鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る鹿児島地方労働審議会の意見要旨

鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃

1　適用する家内労働者
　鹿児島県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
2　適用する委託者
　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額
　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、１本につき、金額欄に掲げる金額

品　目	工　程	規　格	金　額
ワイヤーハーネス	カプラー差し（電線の端末に取り付けられている端子をカプラーに差し込む作業）	50センチメートルを超え２メートル以下の電線について行うもの	58銭

4　効力発生日
　法定どおり

別紙

異　議　申　出　書

令和７年１月21日貴殿が公示した鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃に係る鹿児島地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第９条第２項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容
異議の理由

令和　　年　　月　　日

申出者
住　所
氏　名

鹿児島労働局長　永　野　和　則　　殿